エフカクレジットカード Mastercard 会員規約の改定および特約の追加のお知らせ (改定日: 2022 年 4 月 1 日)

2021年10月1日

いつもエフカクレジットカード Mastercard をご利用いただきありがとうございます。 このたび、紙の使用量削減による環境負荷低減への取組の一環として、郵送によるご利用明細書から Web 明細サービスへ変更するに伴い、会員規約の内容を一部改定することにいたしましたので、下記 のとおりお知らせいたします。

なお、規約変更に関するお問い合わせは、下記までご連絡いただきますようお願いいたします。 株式会社フジ・カードサービス TEL: 0120-123-452 年中無休(9時~22時)

現行規約(改定前)

第7条(お支払い)

- (1)会員は、毎月末日を締切日とし、ショッピング サービス、キャッシングなどの分割支払金、弁済 金、手数料等本規約に基づく当社に対する一切の 支払債務(以下、これらを総称して、「カード利 用による支払金等」という。)を、当社が指定す る金融機関の中から、会員が予め指定した金融機 関の口座(以下、「お支払口座」という。)から口 座振替の方法により、翌月 27日(金融機関休業 日の場合は翌営業日)を約定支払日として支払う ものとします。
- (2)カード利用による支払金等に関して、当社指定の金融機関の一部については、会員のお支払口座から自動振替の方法により、収納代行会社を通じて支払うものとします。この場合、収納代行会社への入金の時をもって当社への支払いの時とします。なお、振替処理は収納代行会社名義で行われることを予め了承するものとします。
- (3)振替期日に万一預金残高が不足し、振替ができなかった場合は、速やかに当社の指定する預金口座への振込または、その他当社が指定する方法等によりお支払いいただくものとします。その場合の振込手数料等は会員が負担するものとします。
- (4)金融機関での振替手続き未完了時における会員 のカード利用による支払金等は、本条第(1)項の定 めにかかわらず、当社の指定する預金口座への振 込等によりお支払いいただくものとします。その 場合の振込手数料等は会員が負担するものとし

改定後規約(改定日:2022年4月1日)

第7条(お支払い)

- (1)会員は、毎月末日を締切日とし、ショッピング サービス、キャッシングなどの分割支払金、弁済 金、手数料等本規約に基づく当社に対する一切の 支払債務(以下、これらを総称して、「カード利 用による支払金等」という。)を、当社が指定す る金融機関の中から、会員が予め指定した金融機 関の口座(以下、「お支払口座」という。)から口 座振替の方法により、翌月 27日(金融機関休業 日の場合は翌営業日)を約定支払日として支払う ものとします。
- (2)カード利用による支払金等に関して、当社指定の金融機関の一部については、会員のお支払口座から自動振替の方法により、収納代行会社を通じて支払うものとします。この場合、収納代行会社への入金の時をもって当社への支払いの時とします。なお、振替処理は収納代行会社名義で行われることを予め了承するものとします。
- (3)振替期日に万一預金残高が不足し、振替ができなかった場合は、速やかに当社の指定する預金口座への振込または、その他当社が指定する方法等によりお支払いいただくものとします。その場合の振込手数料等は会員が負担するものとします。 (4)金融機関での振替手続き未完了時における会員
- 4)金融機関での振替手続き未完了時における会員 のカード利用による支払金等は、本条第(1)項の定 めにかかわらず、当社の指定する預金口座への振 込等によりお支払いいただくものとします。その 場合の振込手数料等は会員が負担するものとし

現行規約(改定前)

ます。

- (5)会員は、カード利用による支払金等の発生が連続して 13 ヶ月以上なく、その後ご利用があった場合、お支払口座からの口座振替ができない場合があることおよびその場合、再度預金口座振替依頼書を当社に提出することを予め承認するものとします。
- (6)当社は本条第(1)項のカード利用による支払金等 を、<u>郵送等</u>により予めご利用明細書で会員に<u>通知</u> します。

改定後規約(改定日:2022年4月1日)

ます。

- (5)会員は、カード利用による支払金等の発生が連続して 13 ヶ月以上なく、その後ご利用があった場合、お支払口座からの口座振替ができない場合があることおよびその場合、再度預金口座振替依頼書を当社に提出することを予め承認するものとします。
- (6)当社は本条第(1)項のカード利用による支払金等 を、電磁的方法により予めご利用明細書(以下「明 細書」という)で会員に提供します。
- (7)本条第(6)項にかかわらず、支払方法が2回払い、分割払い、ボーナス1回払い、またはリボルビング払いのショッピング利用にかかる残高およびキャッシング利用にかかる残高が明細書に記載される場合には、会員の届出住所宛に郵送する方法により明細書を提供します。ただし、会員が電磁的方法による当該明細書の提供を希望する場合には、当該会員は、当社が定める「Web 明細サービス利用特約」に基づき、所定の方法により利用登録を行うものとし、当社は、当該明細書を電磁的方法により提供します。
- (8)本条第(6)項および第(7)項ただし書における電磁的方法による明細書の提供方法は、「Web明細サービス利用特約」第5条に定めるとおりとします。
- (9)本条第(6)項に基づき電磁的方法により明細書の 提供を受けている会員が郵送による提供を希望する場合には、当該会員は、当社が別途定める「ご利用明細書の郵送サービスに関する特約」を承認のうえ、当社所定の方法により登録を行い、所定の手数料を支払うことで、郵送による通知を受けることができます。なお、郵送による明細書の通知の中止を希望する場合には当社所定の方法により当社に申し出るものとします。
- (10)当社による明細書の電磁的方法または郵送による提供後に、会員が再度郵送による明細書の提供を希望する場合には、当該会員は、当社所定の再発行手数料を支払うものとします。

ご利用明細書の郵送サービスに関する特約

第1条(適用)

本特約は、株式会社フジ・カードサービス(以下、「当社」という。)が発行したエフカクレジットカード Mastercard の会員(以下、「会員」という。)に適用されます。

第2条(発行手数料)

エフカクレジットカード Mastercard会員規約第7条第(9)項に基づき当社が会員にご利用明細書(以下「明細書」という)を郵送により提供した場合、会員は以下のいずれかに該当する場合を除き、当社所定の手数料を本カードの利用代金の約定支払期日に当該代金と合算して支払うものとします。

- ① 支払方法が2回払い、分割払い、ボーナス1回払い、またはリボルビング払いのショッピング利用 にかかる残高が明細書に記載される場合
- ② キャッシング利用またはキャッシング利用にかかる残高が明細書に記載される場合
- ③ ①②の他、当社が特に認める場合